自治会への依頼業務　評価の考え方と調査結果

概要

自治会が業務を担えなくなった場合の「住民への影響」と「代わりの方法」を整理。

1　評価の考え方　住民への影響 × 代替困難度

住民への影響	代替手段なし	実施方法を見直す	他の団体等に依頼	市が直接実施・廃止
4　生命・安全・生活基盤に影響	1件（重点Ⅰ）	0件（重点Ⅰ）	0件（重点Ⅱ）	0件（重点Ⅱ）
3　支援が届くまで時間がかかる または支援の内容が減る	0件（重点Ⅰ）	7件（重点Ⅱ）	2件（重点Ⅱ）	6件（重点Ⅲ）
2　暮らしへの影響は限定的	2件（重点Ⅱ）	8件（重点Ⅱ）	2件（重点Ⅲ）	5件（重点Ⅲ）
1　暮らしへの影響は特にない	2件（重点Ⅱ）	13件（重点Ⅲ）	0件（重点Ⅲ）	6件（重点Ⅳ）

表のⅠ～Ⅳで重点区分を判定し、各欄に該当件数を表示。判断できない回答は「要確認」として別に集計する。

※「事業を廃止」は従来の評価ルールに従い、代替困難度1として集計。実際の廃止方針を決めるものではない。

2　全体の評価結果

重点区分	件数	割合	検討の進め方
重点Ⅰ	1件	1.9%	最優先で、業務を続けるための体制・方法を検討
重点Ⅱ	21件	38.9%	優先的に、代わりの方法や負担軽減を検討
重点Ⅲ	26件	48.1%	業務の見直し・負担軽減を検討
重点Ⅳ	6件	11.1%	現行の基準では、検討の優先度は低い
要確認	0件	0.0%	住民への影響または代替性を確認してから判定
合計	**54**件	**100.0%**	件数は自治会数ではなく、依頼業務の件数

優先して検討する業務（重点Ⅰ・Ⅱ）は計**22**件。次頁以降に、依頼内容と備考を掲載。

「要確認」は２つの評価軸が未判定の業務。頻度・行政負担などの補助項目や、備考の未記入とは区別している。

No.3 防犯灯電気料は、回答の備考に市の直接支払へ移行済みと記載。集計には負担軽減の参考事例として含む。

優先して検討する業務　依頼内容と備考

重点Ⅰを先に掲載し、重点ⅡはNo.順。備考の長文3件は要約し、その他は原文を掲載。未記入はその旨を表示。

区分・No.	所管課	事業・業務名／依頼内容	備考（長文は要約）
重点Ⅰ No.46	環境課	ごみステーション管理 ごみステーションの場所の指定及び管理	自治会長からのみの申請を受け、ごみステーションの新設や移設、廃止を行う。
重点Ⅱ No.5	防災対策課	自主防災活動 自主防災会総会・地区会への出席 防災協力井戸の新規申請 防災訓練の実施、資機材整備と補助申請	【要約】180自治会中41団体で自治会長と防災会長を兼任し、役員への負担が集中。高齢化により活動継続や解散の相談がある。電子申請の利用率は約10%で、役員交代に伴う引継ぎや制度説明も負担。防災士との連携や、学校区単位の合同訓練による負担分散を検討している。
重点Ⅱ No.6	建設課	地域草刈委託 草刈	道路愛護的な意味合いで草刈をお願いしているため著しく安価。市内全域の草刈を外部委託を行のは予算的にかなり厳しい。
重点Ⅱ No.7	建設課	境界確認 （法定外公共物） 境界立会	法定外公共物は公図で確認できるが、詳細な位置は明確でないことが大半であり、使用者（自治会）の協力なくしては確認が困難。（地籍調査の完了が待たれる）
重点Ⅱ No.8	建設課	要望対応 要望書の提出	自治会からでなく、住民個人からの要望となると、その必要性の判断が困難となる。地域性があれば他の団体への依頼は可能かも知れない。
重点Ⅱ No.16	財政課	普通財産賃貸借業務 市有財産の貸付け	【要約】自治会と普通財産の使用貸借契約を結び、一部を除き草刈り等の維持管理を求めている。自治会が廃止・休止した場合、契約上は自治会が原状回復を行うが、取壊しが困難になるなどの課題がある。

出典：調査シートの回答。備考原文と補助評価の詳細は「評価一覧」で確認できます。

優先して検討する業務　依頼内容と備考

重点Ⅰを先に掲載し、重点ⅡはNo.順。備考の長文3件は要約し、その他は原文を掲載。未記入はその旨を表示。

区分・No.	所管課	事業・業務名／依頼内容	備考（長文は要約）
重点Ⅱ No.18	香北支所	指定管理委託業務 コミュニティーセンターの管理	備考の記載なし
重点Ⅱ No.20	総務課	センター便り センター便り配布	隣保館事業としてセンター便りを発行している。事業廃止が可能か不明。 事業継続の場合、自治会での配布ができなくなれば、代替手段として郵便等の手段による配布となり、追加予算が必要となる。
重点Ⅱ No.22	総務課	宝町・黒土町内会 自治会行事への協力	隣保館事業として、自治会からの要請で協力している。
重点Ⅱ No.26	住宅政策課	都市計画 各種委員会委員への就任	備考の記載なし
重点Ⅲ No.28	住宅政策課	地籍調査 認可地縁団体として立会依頼等	備考の記載なし
重点Ⅱ No.29	物部支所	湖水祭 寄付のお願い	備考の記載なし
重点Ⅱ No.31	物部支所	物部町自治会長会 総会、臨時会の開催	自治会の負担は少ないうえ、行政の情報伝達の円滑化に効果的
重点Ⅱ No.37	健康推進課	健康づくり推進員協議会 各地区の健康づくり推進員の推薦	備考の記載なし

出典：調査シートの回答。備考原文と補助評価の詳細は「評価一覧」で確認できます。

優先して検討する業務　依頼内容と備考

重点Ⅰを先に掲載し、重点ⅡはNo.順。備考の長文3件は要約し、その他は原文を掲載。未記入はその旨を表示。

区分・No.	所管課	事業・業務名／依頼内容	備考（長文は要約）
重点Ⅱ No.44	環境課	カラスネット ごみステーションで使用するカラスネットの受取及び設置、交換	自治会長のみ対応可。(代理は自治会長了承の代理者が可。ただし申請書の記入は自治会長)。 以前は自治会長以外にも配布していたが、私的流用の事案が発生したため、現行の運用となっている。
重点Ⅱ No.47	総務課	選挙関連事務 投票所の確保	地元自治会が管理している施設の場合、一回8,300円の使用料を支払っている。また、地元自治会がなくなることで施設の管理者がいなくなり、投票所として利用できなくなる可能性がある。
重点Ⅱ No.48	総務課	選挙関連事務 当日投票所の人員確保	【要約】香北・物部地区では、自治会長に投票管理者等の推薦を依頼。投票所1か所に最低5人が必要で、推薦がなくなると人員確保が難しくなる可能性がある。投票所の統廃合は、最寄りの投票所を失う住民の投票機会に影響するため、安易には進められない。報酬は従事者に支払う。
重点Ⅱ No.49	総務課	選挙関連事務 ポスター掲示場設置依頼	設置場所の変更で対応可能だが、地域によっては設置場所の確保が難しくなる可能性はある。
重点Ⅱ No.50	地域創生課	地域活性化総合補助金 自治会からの申請	備考の記載なし
重点Ⅱ No.51	地域創生課	行政連絡会 自治会長への出席依頼	備考の記載なし
重点Ⅱ No.52	地域創生課	公共交通の相談 路線再編時等に協議	備考の記載なし
重点Ⅱ No.53	地域創生課	移住者との顔合わせ 自治会長に移住者に対して、説明を行う	備考の記載なし

出典：調査シートの回答。備考原文と補助評価の詳細は「評価一覧」で確認できます。